平成30年度





目次

<u>平成</u>	30年度運用実績(概要)	3
第1 i	部 平成30年度の積立金の管理及び運用の状況	
1	市場環境	4
2	運用実績	
	(1) 資産構成割合	5
	(2) 運用利回り	5
	(3)運用収入額	6
	(4)資産額	6
	(5) 運用手数料	6
	(6) 基本ポートフォリオの見直しの検討	7
	(7) 基本ポートフォリオの検証	7
3	リスク管理	
	(1)リスク管理の考え方	8
	(2)リスク管理の取組み	8
	(3)リスク管理の状況	9
4	広報への取組み(全国説明会)	10
第2 i	部 地方公務員共済組合連合会の事業及び資金運用	
1	設立	12
2	主な事業	13
3	組織	
	(1) 運営審議会	13
	(2) 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会	14
	(3) 役員•事務局	16
	(4) 会議	16
	(5) ガバナンス体制図	17
4	積立金の資金運用	
	(1) 仕組み	18
	(2) 管理運用の方針	19
	(3) 基本方針	20
	(4) 運用に関する基本的な考え方	20

第3部 資料編

1	運用実績の推移	21
2	資金運用の種類	21
3	保有銘柄	22

【本資料における略語等】

地 共 済 : 地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、

全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の総称

組合等 : 地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、

全国市町村職員共済組合連合会の総称

全国連 : 全国市町村職員共済組合連合会

地 共 連 : 地方公務員共済組合連合会

K K R : 国家公務員共済組合連合会

私学事業団:日本私立学校振興・共済事業団

GPIF: 年金積立金管理運用独立行政法人

厚年法 : 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

地共済法 : 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)

地共済令 : 地方公務員等共済組合法施行令 (昭和37年政令第352号)

地共済則 : 地方公務員等共済組合法施行規則 (昭和37年自治省令第20号)

地共済規程: 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)

平成30年度 運用実績(概要)



運用利回り

+0.38%



運用収入額

+ 1.45億円



運用資産残高 (平成31年3月末時点) 477億円

年金積立金は長期的な運用を行うものであり、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

第 1

平成30年度の積立金の管理及び運用の状況

市場環境【国内債券市場の動き(平成30年4月~平成31年3月)】

10 年国債利回りは低下しました。期初から 0.05%程度で小動きとなっていたものの、日銀が7月31日の金融政策決定会合で「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」により長期金利の変動幅拡大を許容して以降、一時0.1%台半ばまで上昇しました。10月以降は、世界的な景気減速懸念などを背景に

投資家のリスク回避姿勢が強まるなか大き く低下し、3月末にかけてはマイナス圏での 推移となりました。

年度では、前年度末の 0.05%から、今年度 末は▲0.08%へ低下(債券価格は上昇)しま した。



2 運用実績

(1)資産構成割合

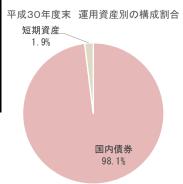
資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	平成29年度末	平成30年度					
	平成29年度末	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	ポートフォリオ	
国内債券	97. 4	100. 0	99. 8	99. 4	98. 1	100. 0	
短期資産	2. 6	0.0	0. 2	0. 6	1. 9	_	
合計	100.0	100. 0	100.0	100.0	100.0	100. 0	

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。



(2) 運用利回り

実現収益率は 0.38% となりました。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(単位:%)

	(1)							
			平成30年度					
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計		
J	実現収益率(簿価)	0. 10	0. 09	0. 10	0. 10	0. 38		
	国内債券	0. 10	0. 10	0. 10	0. 10	0. 39		
	短期資産	0. 00	0.00	0. 00	0. 00	0.00		

(参考) (単位:%)

	平成30年度							
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計			
収益率 (時価)	0. 31	▲ 1.01	1. 85	1. 64	3. 14			

- (注1) 特に記載のない場合は、収益率 (時価) は修正総合収益率のことをいいます。 (以下、同様)
- (注2) 各四半期の収益率は期間率です。
- (注3) 収益率 (時価) は、実現収益率 (簿価) に仮に時価評価を行った場合の評価損益の増減を加味したものです。
- (注4) 実現収益率 (簿価) と収益率 (時価) は、運用手数料等控除後のものです。

(3) 運用収入額

実現収益額 (簿価) は、1.45 億円となりました。

(単位:億円)

	(単位:協口)								
	_	平成30年度							
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計			
実現収益額(簿価)		0. 32	0. 33	0. 38	0. 42	1. 45			
	国内債券	0. 32	0. 33	0. 38	0. 42	1. 45			
	短期資産	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			

(参考) (単位:億円)

		平成30年度						
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計			
総合収益額(時価)	1. 03	▲ 3. 55	7. 29	7. 36	12. 13			

- (注1) 実現収益額(簿価) は、売買損益及び利息・配当金収入等です。
- (注2) 実現収益率 (簿価) と総合収益額 (時価) は、運用手数料等控除後のものです。
- (注3) 総合収益額(時価)は、実現収益額(簿価)に仮に時価評価を行った場合の評価損益の増減を加味したものです。
- (注4) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(4)資産額

運用資産額 (簿価) は、477 億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度末					平成30年度										
		十成29年及木		第1四半期末		第2四半期末		第3四半期末		年度末						
		簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益
[国内债券	327	327	0	336	337	1	357	354	▲3	408	412	4	468	479	11
9	短期資産	9	9	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	9	9	0
	合計	336	336	0	336	337	1	357	354	▲3	410	415	4	477	488	11

(5) 運用手数料

退職等年金給付調整積立金については、全額自家運用等で国内債券の運用を行っているため、運用に関する手数料はありません。

(6) 基本ポートフォリオの見直しの検討

■見直しの検討の背景

退職等年金給付調整積立金に関する基本 方針により、設定時に想定した運用環境が 現実から乖離している等必要があると認め る場合には、基本ポートフォリオに検討を 加え、必要に応じ、見直しを行うこととなっ ています。

今般、地方公務員等共済組合法運用方針により、平成30年12月に財政再計算が実施されたことを踏まえ、基本ポートフォリオの見直しの検討を行いました。

■検討の結果

検討の結果、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型 年金の特性及び制度開始から3年しか経過 していないことを踏まえ、基準利率を最低 限のリスクで確保するように国内債券 100%の基本ポートフォリオを策定し、運用を行うことについては、現状、特に問題はないものと考えられることから、基本ポートフォリオの見直しについては、実施しないこととしました。

(7) 基本ポートフォリオの検証

■検証の仕組み

地共連の基本ポートフォリオについては、退職等年金給付調整積立金に関する基本方針において、毎年1回検証を行うこととされています。

■検証の手法

基準利率に見合った年金資産を確保できているかどうかについて検証を実施しました。

■検証の結果

上記検証の結果、基本ポートフォリオについては、基準利率を上回っていることを確認しました。国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、基準利率を最低限のリスクで確保するように国内債券 100%の基本ポートフォリオとし、機構債を中心に国債に対する金利の上乗せを図る運用を行うことについては、現状、特に問題はないものと考えます。

よって、基本ポートフォリオの見直しの検討のとおり、国内債券 100%の基本ポートフォリオの運用を継続することとしました。

3 リスク管理

(1) リスク管理の考え方

「リスク」とは、一般に「組織の目標、目的にマイナスの影響を与える事象の発生可能性」とされますが、資産運用においては、金利リスク、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどを「リスク」として捉えることもあれば、必要な利回りが確保できない可能性があることを「リスク」と捉えることがあります。

このため、資産運用においては、運用に応

じた様々なリスクを長期的な視点で考える ことが重要になっています。

積立金の運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われること、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、地共連においては、退職等年金給付調整積立金の運用に関するリスク管理の実施方針に沿って、リスク管理を適切に実施しています。

退職等年金給付調整積立金の運用に関するリスク管理の実施方針(抜粋)

- 1 リスク管理に関する基本的な考え方 地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、次の事項を踏まえて、調整積立金の運用に関するリスク管理を適切に行う。
 - ① 調整積立金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行う。
 - ② 調整積立金の運用は、基本ポートフォリオを策定してそれに基づき行う。
 - ③ 調整積立金の運用は、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型 年金の特性を踏まえて、将来にわたる退職等年金給付事業に係る負債及び積立金との関係を 常に意識して行う。

(2) リスク管理の取組み

■資産構成割合の乖離状況の管理

基本ポートフォリオに基づく運用では、 様々なリスク要因について管理していく必 要があるなかで、長期的な観点から基本ポートフォリオに沿った収益を確保していく うえで、特に、基本ポートフォリオの資産 構成割合と実際のポートフォリオの資産構 成割合との乖離幅の管理が重要になります。

具体的には、資産全体について、実際に 保有する資産構成割合の値と基本ポートフ オリオで定めた資産構成割合との乖離状況 を把握し、管理しています。

■各運用受託機関等の管理

地共連では、資産管理機関に対して、受託者責任の遵守、法令遵守体制の整備等を図ること を求めるとともに、資産管理状況等を把握し、適切に管理することとしています。

■リスク管理の状況及び実施した改善策の報告

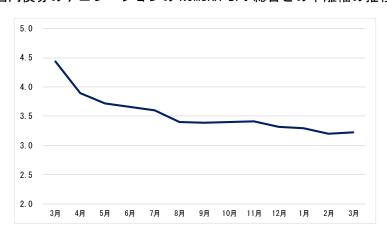
リスク管理の状況及び実施した改善策については、運用リスク管理会議、地方公務員共済組 合連合会資金運用委員会及び運営審議会に報告しています。

(3) リスク管理の状況

退職等年金給付調整積立金については、国内債券100%で運用しています。

デュレーションの対 NOMURA-BPI 総合との乖離幅は、3.2年から4.4年の幅で推移しました。

【国内債券のデュレーションの NOMURA-BPI 総合との乖離幅の推移】



4 広報への取組み(全国説明会)

■開催趣旨

地共連では、平成 27 年 10 月 1 日の被用 者年金一元化を契機に、運用の多様化、高度 化や国際化に対応した情報公開・広報活動 の充実を図っており、年金積立金の運用に ついての基本的な考え方などについて、組 合員の方々などに知っていただくため、全 国で説明会を開催しました。

■開催概要

平成30年8月27日(月)から9月14日 (金)にかけて、全国6カ所で開催しました。

各共済組合・地共連の役職員や、職員団体の構成員を対象とし、およそ 150 人にご参加いただきました。役員による開催挨拶の後、「地方公務員共済組合連合会の資金運用」について説明を行い、最後に質疑応答を行いました。

岡山県岡山市 9月10日(月)



■主な質疑応答

財政検証の結果は来春に出るとい うことですが、モデルポートフォリオ

示されるのでしょうか?

と基本ポートフォリオもその時期に

財政検証を踏まえ、モデルポートフォリオ、基本ポートフォリオ を策定します。来春というのは財政検証の経済前提が決まっ てくる段階であり、モデルポートフォリオ、基本ポートフォリオの 議論が本格化するのは来春以降です。

各所でESG投資について 話題となっている中、地共 連としての今後の方針に ついて教えてください。 ESGファンドとしての投資残高は厚年・経過併せて、1,110 億円と国内 株式残高の約 2%ですが、既存のアクティブファンドの中でも 9 割が銘 柄選択の判断材料の1つとしてESG要素を補助的に活用するなど、E SG要素を考慮した運用を行っています。今後とも力を入れていきたい と考えています。

オルタナティブ投資 の実績が 455 億円と のことですが、地共 連としての今後の方 針を教えてください。

平成 30 年 3 月末時点で、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は 0.4%です。投資上限は 5%であり、良いものがあれば投資していきますが、慎重にファンドを選定し、投資タイミングの分散に留意したいと思います。債券も株式も下落のリスクが想定される中、伝統的資産と異なる動きをするオルタナティブ資産に投資を行う意義はあると考えています。

オルタナティブ投資の上限 5%については、各積立金全体のうち 5%ということでしょうか? また、不動産やインフラは、具体的にどこに投資しているのでしょうか?

オルタナティブ投資は厚生年金の積立金(1・2 階)でしか 行っていないため、1・2 階部分の 5%が上限となります。 不動産は賃貸マンション、オフィスビル、商業施設、物流 施設等、インフラは海外の空港、港湾、上下水道、発電 施設などに投資しています。

地方公務員共済組合連合会の事業及び資金運用

設立

第2部

地方公務員法第43条は「職員の病気、負 傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは 死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、 死亡若しくは災害に関して適切な給付を行 うための相互救済を目的とする共済制度が、 実施されなければならない。」と規定し、こ れに基づき地方公務員等共済組合法が制定 されています。

地方公務員共済組合制度は、地方公務員 の相互救済を目的とし、地方公務員とその 家族を対象に長期給付事業、短期給付事業 や福祉事業を総合的に行う制度として昭和 37年12月に発足しました。

地方公務員共済組合連合会は、昭和59年 4月1日に、地方公務員の年金制度の健全な 運営を維持していくため、年金の財政単位 を一元化し、年金財政基盤の安定化を図る とともに、共済組合の長期給付に係る業務 の適正かつ円滑な運営を図るための事業を 行うことを目的として設立され、平成2年4 月には、公立学校共済組合と警察共済組合 が加入し、すべての地方公務員共済組合(平 成31年4月1日現在、64組合)及び全国市町村 職員共済組合連合会をもって組織する連合 体となっています。

合計 64共済組合

組合員数計 2,872千人



2 主な事業

地共連は、地方公務員に係る年金制度の健全な運営を維持していくために次のような事業を 行っております。

- ・ 積立金の管理及び運用
- ・共済組合から預託された余裕金の運用
- ・共済組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識・資料等の提供
- ・厚生年金保険法に規定する実施機関との情報交換及び連絡調整
- ・厚生年金拠出金及び交付金に関すること、基礎年金拠出金の納付
- ・退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定
- ・国家公務員共済組合連合会との財政調整拠出金に関すること
- ・介護保険料等の年金からの特別徴収に係る情報交換業務
- ・その他目的を達成するための事業 (諸外国との間の年金通算等に関する事務等)

3 組織

(1) 運営審議会

運営審議会委員は、組合員のうちから総 務大臣が任命することとされています。総 務大臣は、地共済の業務に関する事項につ いて広い知識を有する者のうちから委員を 任命することとなっています。この場合に おいて、委員の半数は、組合員を代表するも のでなければならないとされています。

定款の変更、運営規則の作成及び変更、毎

事業年度の事業計画並びに予算及び決算、 重要な財産の処分及び重大な債務の負担に ついて、運営審議会の議を経なければなら ないとされています。

また、理事長の諮問に応じて地共連の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認められる事項につき理事長に建議することができます。

(2) 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会

■地方公務員共済組合連合会資金運用委員会の概要

退職等年金給付調整積立金に関する基本 方針等に基づき、積立金の管理及び運用に 係る専門的事項を地共連が検討するため、 経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務 経験を有する者で構成する地方公務員共済 組合連合会資金運用委員会(以下「資金運用 委員会」という。)を設置しています。

また、資金運用委員会は、積立金の管理及 び運用に関する専門的事項に関し、理事長 の諮問に応じて重要事項について意見を述 べることができます。

■資金運用委員名簿(平成31年4月時点)

川北 英隆 京都大学名誉教授

ラッセル・インベストメント株式会社 喜多幸之助

エグゼクティブコンサルタント/

コンサルティング部長

日産自動車株式会社 財務部主管 佐藤 久恵

チーフインベストメントオフィサー

高山与志子 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社

マネージングディレクター

竹原 均 早稲田大学大学院経営管理研究科教授

蜂須賀一世 株式会社日本経済研究所代表取締役専務

座長 若杉 敬明 ミシガン大学三井生命金融研究センター理事

※50音順、敬称略

■資金運用委員会の審議・報告事項

審議事項	報告事項
・基本方針の策定、変更に関する事項 ・リスク管理の実施方針の策定、変更に関する事項 ・新たな運用対象の運用方針の策定、変更に関する事項 ・機動的な運用の方針の策定、変更に関する事項 ・運用受託機関等の選定基準の策定、変更に関する事項 ・コーポレートガバナンス原則及び株主議決権行使 ガイドラインの見直し等に関する事項 ・その他各調整積立金の管理及び運用に関する専門的事項	・運用実績 ・リスク管理の状況 ・新たな運用対象の運用状況 ・運用受託機関等の選定状況 ・スチュワードシップ活動の状況 ・専門的人材の強化・育成の状況 ・その他各調整積立金の管理及び運用に関して 委員会が求めた事項

■資金運用委員会の開催状況

開催回	開催日	主な内容
第27回	平成30年 6月19日	・基本方針の変更について ・投資対象の拡大(プライベート・デット、バンクローンの追加)及び不動産・インフラ投資に係る戦略の取扱いの明確化について ・伝統的資産に係るマネジャー・ストラクチャーの見直しについて ・平成29年度各積立金の管理及び運用に関する運用報告書 ・平成29年度各積立金のリスク管理の状況 ・退職等年金給付積立金の基本ポートフォリオの検証について ・平成30年(4月~5月)の資産配分状況について
第28回	11月9日	・国内債券及び外国株式のマネジャー・エントリーの状況について ・プライベート・デット及びバンクローンのマネジャー・エントリーの状況と プロダクト選定方針について ・平成30年度(4月~10月)の資産配分の状況について ・平成30年度第1四半期及び第2四半期の各積立金の運用状況 ・平成30年度第1四半期及び第2四半期の各積立金のリスク管理状況 ・退職等年金給付調整積立金における財政再計算について
第29回	平成31年2月25日	・退職等年金給付調整積立金における基本ポートフォリオ見直しの検討について ・平成30年度第3四半期の各積立金の運用状況 ・平成30年度第3四半期の各積立金のリスク管理状況 ・平成30年度(4月~1月)の資産配分の状況について
第30回	3月20日	・厚生年金保険給付調整積立金の基本ポートフォリオの検証について ・経過的長期給付調整積立金の基本ポートフォリオの検証について ・平成30年度スチュワードシップ活動の報告 ・コーポレートガバナンス原則、議決権行使ガイドラインの改正について ・平成31年度の運用方針 ・オルタナティブ資産への投資状況について

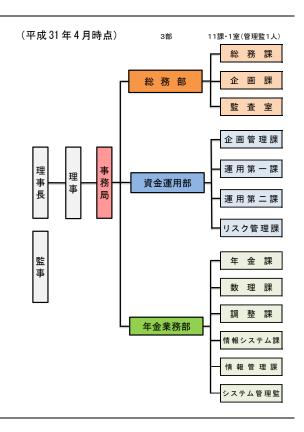
(3)役員•事務局

■役員

地共連には、役員として理事長、理事(8 人)及び監事(3人)を置くこととされ、理事 長並びに理事のうち 2 人及び監事のうち 1 人は、常勤とされます。

■事務局

地共連の事務局は、右図のように 3 部・ 11課 (別にシステム管理監1人)・1室で組織さ れています。なお、事務局職員の定数は、現 在76人となっています。



(4)会議

■資産運用会議

地共済の運用状況の管理、地共連の積立 金の管理及び運用に関する重要な意思決定 を理事長が行うに当たり、事前の審議等を 行うため、常勤の資金運用担当理事を議長 とした資産運用会議を設置しています。

■運用リスク管理会議

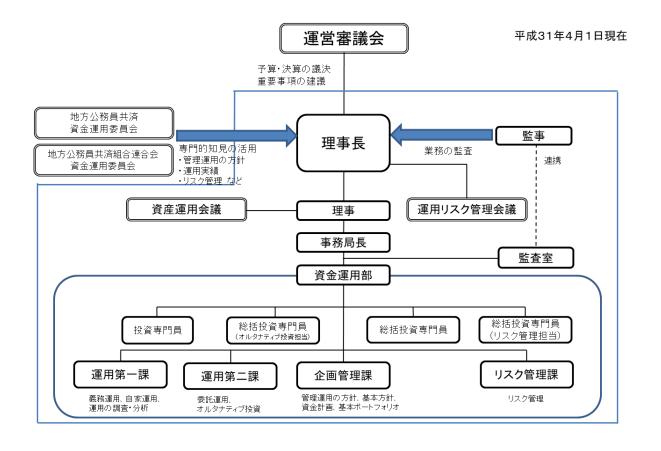
積立金の運用に関するリスク管理が適切 になされるよう、その審議を行うため、理事 長を議長とした運用リスク管理会議を設置 しています。

この会議は、運用との相互牽制を図るた

この会議は、原則として毎週1回定時開 催するものとし、その他必要に応じて随時 開催するものとしています。議長は、会議に おける審議状況を遅滞なく理事長に報告す るものとされています。

め、資産運用会議とは異なり理事長直属の 会議となっており、原則として毎四半期に 1回定時開催するものとし、その他必要に 応じて随時開催するものとしています。

(5) ガバナンス体制図



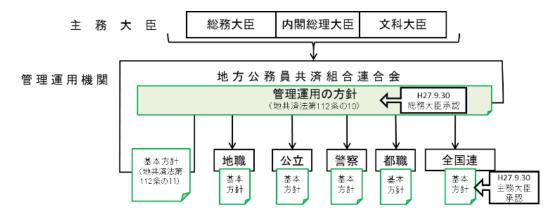
4 積立金の資金運用

(1) 仕組み

地共連は、各地方公務員共済組合等 (実施機関)の共通の方針となる「管理運用の方針」を策定しています。(地共済法第112条の10)

各地方公務員共済組合等においては、地 共連が定める管理運用の方針に適合するよ うに、積立金の管理及び運用に係る「基本方針」を策定しています。(地共済法第 112 条の11)

【一元化後の積立金運用の仕組み】



(2) 管理運用の方針

管理運用の方針の概要は、I~Vのとおりです。

- I 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用 の基本的な方針
- 1 退職等年金給付調整積立金及び退職等年金給付組合積立金に関する基本的な方針
 - ・長期的な観点から安全かつ効率的に運用
- (1) 基本的な方針
 - ・長期的な観点からの 資産構成割合(基本ポートフォリオ)を策定
- (2) 運用の目標、リスク管理等
- ①運用の目標

必要となる積立金の運用利回りを最低限のリスクで 確保するよう基本ポートフォリオを定め、適切に管理

- ②地方公務員共済資金運用委員会の活用 学識経験者等による委員会の専門的知見の活用
- ③退職等年金給付調整積立金の管理及び 運用におけるリスク管理
- 2 退職等年金給付組合積立金等に関する 基本的な方針
- (1) 基本的な方針
 - ・基本ポートフォリオを策定
- (2) 運用の目標、リスク管理、運用手法等
- ①運用の目標

必要となる積立金の運用利回りを最低限のリスクで 確保するよう基本ポートフォリオを定め、適切に管理

②管理運用機関の有識者会議の活用 学識経験者等による委員会の専門的知見の活用

- ③退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用 におけるリスク管理
- ④運用手法について

原則として、国内債券に投資し、それを満期まで 持ち切る運用を行う

⑤合同運用について 地共連への預託

- Ⅱ 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用 に関し遵守すべき事項
- 1 受託者責任の徹底
- 2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮
- 3 年金給付のための流動性の確保
- 4 地共連とKKRとの連携
- 5 地共連と他の管理運用機関との連携
- Ⅲ 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用 における長期的な観点からの資産の構成に 関する事項
- 1 基本ポートフォリオの基本的考え方
 - ・運用の目標に沿う
 - ・フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて 長期的な観点から設定
- 2 基本ポートフォリオ
- 3 基本ポートフォリオの見直し
- IV 管理運用機関がそれぞれの退職等年金給付組合 積立金等について長期的な観点から資産の構成 を定めるに当たって遵守すべき基準

資産構成割合の設定に関する遵守事項等

- V その他退職等年金給付調整積立金の適切な 管理及び運用に関し必要な事項
- 1 透明性の向上
- 2 高度で専門的な人材の確保とその活用等
- 3 リスク管理の強化
- 4 調査研究業務の充実

(3)基本方針

基本方針の概要は、I~IVのとおりです。

- I 退職等年金給付調整積立金の管理及び 運用の基本的な方針
- 1 基本的な方針 長期的な観点からの 資産構成割合(基本ポートフォリオ)を策定
- 2 運用の目標

必要となる積立金の運用利回りを最低限 のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを 定め、適切に管理

3 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会の 活用

学識経験者等による委員会の専門的知見の活用

- 4 資金運用計画
- (1)年間資金運用計画
- (2) 四半期資金運用計画
- 5 リスク管理
- (1) 資産全体
- (2) 各資産
- (3) 義務運用及び自家運用
- (4) 各資産管理機関
- 6 運用手法
- (1) 基本的な考え方
- (2) 運用の具体的手法
- (3) 運用受託機関等の選定、評価等
- 7 合同運用 預託金経理への預託

Ⅱ 退職等年金給付調整積立金の管理及び 運用に関し遵守すべき事項

- 1 受託者責任の徹底
- 2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮
- 3 支出のための流動性の確保
- 4 他の管理運用機関との連携
- Ⅲ 退職等年金給付調整積立金の管理及び 運用における長期的な観点からの資産の 構成に関する事項
- 1 基本ポートフォリオの基本的考え方
 - ・管理運用方針等に適合
 - ・運用の目標に沿う
 - ・フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて 長期的な観点から設定
- 2 基本ポートフォリオ

	国内債券
資産構成割合	100%

- 3 基本ポートフォリオの見直し
- IV その他退職等年金給付調整積立金の適切 な管理及び運用に関し必要な事項
- 1 透明性の向上
- 2 高度で専門的な人材の確保とその活用等
- 3 リスク管理の強化
- 4 調査研究業務の充実

(4) 運用に関する基本的な考え方

基本的な方針として、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として運用を行うこととしています。

また、必要となる積立金の運用利回り(予定利率(地共済令第28条第5項に規定する予定利率をいう。)とする。)を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理することとしています。

1 運用実績の推移

(1) 運用利回り等の推移(被用者年金一元化以降)

■運用利回り

	H27年度 (下半期)	H28年度	H29年度	H30年度
実現収益率(簿価)	0.04%	0. 29%	0. 36%	0. 38%
国内债券	0.07%	0. 32%	0. 37%	0. 39%
短期資産	0.00%	0.00%	0. 00%	0. 00%

_(参考)				
	H27年度 (下半期)	H28年度	H29年度	H30年度
収益率 (時価)	▲0.39%	▲ 2.01%	1. 55%	3. 14%

■運用収益の額

					(億円)
		H27年度 (下半期)	H28年度	H29年度	H30年度
実現」	仅益額 (簿価)	0. 02	0. 32	0. 88	1. 45
	国内债券	0. 02	0. 32	0.88	1. 45
	短期資産	0.00	0.00	0.00	0.00

(参考)	(億円)			
	H27年度 (下半期)	H28年度	H29年度	H30年度
総合収益額(時価)	▲0.18	▲2. 21	3. 77	12. 13

(注1) 平成27年度は、下半期(平成27年10月~平成28年3月)の期間率です。

(注2) 平成27年度は、下半期(平成27年10月~平成28年3月)における累積の運用収益の額です。

(2) 運用資産額・資産構成割合の推移(被用者年金一元化以降)

								(億円)
H27年度末		度末	H28年度末		H29年度末		H30年度末	
	簿価残高	構成割合	簿価残高	構成割合	簿価残高	構成割合	簿価残高	構成割合
国内債券	56	86.77%	191	96. 12%	327	97. 43%	468	98. 05%
短期資産	9	13. 23%	8	3. 88%	9	2. 57%	9	1. 95%
合計	64	100.00%	199	100.00%	336	100.00%	477	100.00%

2 資金運用の種類

(1) 資金の運用の特例による運用 (義務運用)

地共連は、積立金の一部の運用について、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現といった地方公務員等共済組合法の目的に沿って運用しています。

(地共済法第38条の8の2第4項)

具体的には、総務大臣の定めるところにより、地方債及び地方公共団体金融機構の発行する債券(以下「機構債」という。)の取得により運用するよう努めなければならないとされており(地共済則第11条の10の3)、これらの運用を「義務運用」と呼んでおります。

(単位:億円、%)

	資産残高 (簿価)	実現収益額 (簿価)	収益率 (簿価)	備考
義務運用	417	1	0. 42	ラダー型運用

(2) 自家運用

地共連は、運用の効率化の観点から、運用資産の全てについて、資産管理機関を利用しつつ、 自ら管理及び運用を行っています。

(単位・億円、%)

	資産残高 (簿価)	実現収益額 (簿価)	収益率 (簿価)	備考
ファンド1	50	0	0. 16	10年ラダー型運用を志向

3 保有銘柄

この国内債券の一覧は、平成31年3月末時点で義務運用、自家運用で保有しているものを 発行体ごとに集約したものです。

No.	発行体名	簿価残高 (億円)
1	地方公共団体金融機構	417
2	地方公共団体 (共同発行)	12
3	北海道	7
4	愛知県	6
5	兵庫県	5
6	新潟県	3
7	神奈川県	3
8	群馬県	3
9	福岡県	2
10	東京都	2
計	17発行体	467

- (注1)債券の発行体名、株式の銘柄名は株式会社野村総合研究所のT-STAR/GXシステム、 MSCI 社のBARRA ONE システムまたはBloomberg 社提供のものを用いています。
- (注2) 債券の簿価残高は、株式会社野村総合研究所のT-STAR/GXシステムに登録されている データを、地共連にて発行体ごとに集約したものです。